

1. 運営に関する要望

1) 児童数25名に対して正規指導員を1人配置する原則を復活させてください。

1998年の公設化以来、春日部市の放課後児童クラブでは「概ね児童25名に対して正規指導員1人を配置する」原則を守ってきました。ところが、ここ数年においてこの原則が一方的に無視され、60名を超える児童を2人の指導員で保育するクラブが出てきました。(添付資料参照)この事について社協は、「パートも含めて適正に配置している」と言っておまかしていますが、あくまでも正規指導員の配置数の原則であり、この事は、ベテラン指導員や過去に子どもを預けていた父母にとっては当たり前の、厳然たる事実です。条例では、「設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」と規定しています。過去に比較して指導員の配置が少なくなっている現状は、明らかに条例に反します。60名を超えるクラブに2人しか配置しない現状では、子どもたちにとって安全で快適な生活空間を保証できません。

このような無理のある指導員配置が、指導員の負担を増やし、年間20名を超える離職者を出すなどの悪循環に繋がっています。特に今年度の指導員の欠員状態は目に余るものがあります。今後複数の指導員が一度に離職するなどして運営自体が立ち行かなかった場合に、行政はどう責任を取るのでしょうか。

【回答】

指定管理元である春日部市より回答いたします。

2) 保護者の要望に柔軟に対応し、必要に応じて土曜日の合同保育を行ってください。

指導員の欠員が相次ぐ中で、極少数の登室に対応して正規指導員が1名で勤務するケースが増えています。休暇も取れず、非効率な土曜日の保育による指導員の負担を減らすためにも、可能な場合は合同保育を行う様、柔軟な対応をお願いします。

【回答】

合同保育につきましては、指定管理元との協議により、平成26年1月からは特別な事情が生じた場合を除き、原則として自クラブでの保育が基本としてまいりました。その後の協議においても、学区外のクラブへの送迎時や入室許可クラブ以外での事故等、管理責任の問題から、合同保育の実施は困難との判断をいただいております。しかしながら、他クラブとの交流を希望する声も多くあるため、お盆期間については保護者の同意のもと、クラブ間交流事業を実施している状況になっております。

3) 指導員と現場に対する管理職員の知識と理解の向上を図って下さい。

社協の管理職員による、指導員や保育に対する無理解としか思えない言動が有り余ります。

(指導員の負担を減らすために)「研修を減らす事を検討している」「指導員会はやめたらどうか」「行事を減らせ」など。研修の充実が保育の質に直結する重要な課題です。その研修を計画し実施しているのは指導員会です。指導員会が無ければ、新人指導員は誰に実践的な相談をしたらよいのでしょうか？ また、行事は子供たちの生活に変化と潤いを与えると共に、年齢的な縦のつながりを育みながら成長できる機会でもあります。行事を行わないという事は、子どもたちを毎日保育室に押し留め、単調な毎日を送らせるという事でしょうか？ 真に質の高い保育を私たちは望んでいます。

また、エアコンの調子が悪いという指導員からの訴えに対して「毎週フィルターを掃除しろ」などの非現実的な指示が出るなど、現場に対する理解が欠乏しているとしか思えません。

【回答】

児童クラブの円滑な運営が図れるよう、職員一同努めてまいります。

4) 連絡会ニュースの掲示を許可してください。

連絡会ニュースは、1つのクラブ内だけでは知り得ない様々な情報を、全ての父母に伝える役割を担っています。事実と反する内容で無い限り、掲示をしてはいけない理由がありません。

国の運営指針第3章4には、「保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。」「保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。」との記述があります。保護者の自主的な活動に対して「協力し、支援する」姿勢を見せて下さい。

【回答】

放課後児童クラブは公設の施設ですので、すべての掲示物は市担当課の許可が必要となります。そのため許可をいただいた掲示物に関しては各クラブで掲示いたします。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

指導員の欠員状態を一刻も早く脱し、長期にわたって安心して職務に従事できる様、初任給の改善と、昇給期間の延長をお願いします。

【回答】

労使協定に基づき対応しております。

2) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としていますが、月1回程度の内部研修がメインであり、県が主催している指導員向けの研修への参加機会は年々減少しています。外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての参加を認めてください。

【回答】

毎年研修内容等を精査し、計画的に実施しております。

3. その他について

1) 運営に関する諸規定、指針、規則などを各クラブに常設し、父母が閲覧・確認できるようにしてください。

「コピー機を市で購入してもらえないのか」「他のクラブでは洗濯機はどうしているのか」などの質問が、毎年多くの父母会から出てきます。市の「設備基準」がどのようなものなのか、説明もなく資料も無いため、父母が認識することができないためです。

設備基準だけでは無く、運営方針、採用制度、就労規則、予算の内訳など、本来利用者が知るべき情報については文書でクラブ毎に常備する様、お願いします。

【回答】

指定管理元である春日部市より回答いたします。

2) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。

【回答】

「放課後児童クラブ案内」また当社会福祉協議会広報誌「あしすと」また弊社ホームページ等によりご案内しております。

②指導員も（制限なく）自由に参加し、単なる書記としての参加ではなく、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べることができる会議にしてください。

【回答】

放課後児童クラブ運営連絡会は、当事者である放課後児童クラブに入室している児童の保護者、クラブ設置者である市及び指定管理者である社会福祉協議会が、児童の各クラブでの生活について、それぞれの立場での協力体制を築いていくことを目的としております。よって、社会福祉協議会に帰属する指導員を制限なく自由に参加させることに妥当性は得られません。なお、各クラブにおいて保護者の皆様と指導員の意見交換は、日々の送迎時や保護者会等で行っております。

③父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

【回答】

放課後児童クラブ運営連絡会については、当事者である現在放課後児童クラブに入室している児童の保護者、クラブの設置者である市及び指定管理者である社会福祉協議会が、児童のクラブでの生活について、それぞれの立場での協力体制を築いていくことを目的としておりますので、父母会連絡会の事務局メンバーの参加はご遠慮いただいております。